

第3回情報発信の在り方等に関する検討会(2016年3月29日開催) 議事概要
2011年度、環境省が企業の環境情報の開示の在り方について中間報告を出している。この、中間報告では、企業における情報公開の目的やPDCAサイクル、情報公開における姿勢など、基本的な枠組みが整理されている。一度、この中間報告の内容を整理した上で、JARCにおける情報公開の考え方を整理・検討してもらいたい。

「JARCにおける情報公開の考え方」の整理・検討状況

「企業の環境情報開示のあり方について(中間報告)2011年6月23日」等を参考に「JARCにおける情報公開の考え方」を整理・検討中。

参考文献	左記参考文献からの抜粋	「JARCにおける情報公開の考え方」への反映														
<p>企業の環境情報開示のあり方について(中間報告)～強固で持続可能な社会に向けた環境情報開示～2011年6月23日</p> <p>[公表元] 企業の環境情報開示のあり方に関する検討委員会(環境省所管)</p>	<p>環境情報開示の目的</p> <p>○環境報告の目的は、事業者が社会に対して環境負荷についての説明責任を果たし、ステークホルダーの意思決定に有用な情報を提供することにある。^(※)</p> <p>○ステークホルダーとのコミュニケーションと適切な情報利用者の特定により、社会的な関心度の高い情報が適切に伝達される環境報告が可能となる。</p> <p>(※)「情報の非対称性から、ステークホルダーの意思決定に有用な情報を企業は適切に開示する責任がある。」 (出典)第1回企業の環境情報開示のあり方に関する検討委員会(2010年12月17日開催) 「資料2 環境経営と環境情報開示について 環境省」から抜粋</p> <p>有用な環境情報の質的特性</p> <table border="1" data-bbox="786 997 1958 1564"> <tr> <td rowspan="2">基本的な質的特性</td> <td>目的適合性</td> <td>利用者の意思決定を変える能力があること</td> </tr> <tr> <td>表現の忠実性</td> <td>完全性・中立性・無誤謬性の3つの特性を持ち合わせていること</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">補完的な質的特性</td> <td>比較容易性</td> <td>共通の情報に関わる類似点及び相違点を利用者が理解し特定できること</td> </tr> <tr> <td>理解容易性</td> <td>明瞭で分かりやすいこと</td> </tr> <tr> <td>検証可能性</td> <td>再現性があること</td> </tr> <tr> <td>適時性</td> <td>遅滞なく利用できること</td> </tr> </table>	基本的な質的特性	目的適合性	利用者の意思決定を変える能力があること	表現の忠実性	完全性・中立性・無誤謬性の3つの特性を持ち合わせていること	補完的な質的特性	比較容易性	共通の情報に関わる類似点及び相違点を利用者が理解し特定できること	理解容易性	明瞭で分かりやすいこと	検証可能性	再現性があること	適時性	遅滞なく利用できること	<p>* 自り法関係者等(自動車ユーザー、自動車メーカー・輸入業者、関連事業者、国、自治体、国民一般)が、循環型社会発展に寄与する行動を取る意思決定をするために有用な情報を優先的に公開するという考え方</p> <p>[自動車ユーザーにとって有用な情報の例] 環境配慮設計自動車等の情報</p> <p>自り法関係者等とのコミュニケーション(ヒアリング等)によって、社会的に関心度の高い情報を公開するという考え方</p> <p>→ 上記*と同様</p> <p>→ ・実績情報は、各期間の実績が比較できる内容で公開 ・自り法関係者に関する情報は、各関係者の当該情報が比較できる内容で公開</p> <p>→ 情報は、情報利用者が容易に理解できる内容で公開</p> <p>→ 情報は、情報利用者の意思決定に役立つようタイミング良く公開</p>
基本的な質的特性	目的適合性		利用者の意思決定を変える能力があること													
	表現の忠実性	完全性・中立性・無誤謬性の3つの特性を持ち合わせていること														
補完的な質的特性	比較容易性	共通の情報に関わる類似点及び相違点を利用者が理解し特定できること														
	理解容易性	明瞭で分かりやすいこと														
	検証可能性	再現性があること														
	適時性	遅滞なく利用できること														
<p>環境報告ガイドライン 2012年版</p> <p>環境報告書の記載事項等の手引き 第3版 2014年5月</p> <p>[公表元] 環境省</p>	<p>環境報告の一般原則</p> <p>原則1 目的適合性 環境報告は、事業者が利用者の意思決定に影響を与える可能性があると判断した情報を、提供しなければなりません。とくに、具体的な記載事項の決定にあたっては、重要な情報をすべて網羅する必要があります。</p> <p>原則2 表現の忠実性 環境報告は、事業活動に伴って発生する環境への影響や関連する経済的・社会的影響及び環境配慮等の取組情報を、忠実に表現しなければなりません。そのためには、忠実な表現に不可欠な情報が網羅されていること(完全性)、それらの情報に偏りが無いこと(中立性)、情報の作成方法が適切に選択され、その適用に誤りがないこと(合理性)が必要です。</p>															

原則3 比較可能性

環境報告は、事業活動の各期間を通じて比較可能であり、かつ異なる事業者間においても一定の範囲で比較可能であるために、その基盤となる情報を提供することが望まれます。

原則4 理解容易性

環境報告は、特別な専門知識がなくても理解できるように、情報を適切に分類し、他の情報と関連付け、または表現方法を工夫して、簡潔かつ明瞭に提供することが望まれます。

原則5 検証可能性

環境報告は、記載事項について、その前提条件、作成方法、算定根拠等を明らかにし、記載事項が対象事象を忠実に表現していることを、客観的に検証できるようにする工夫が望まれます。

原則6 適時性

環境報告は、利用者の意思決定に間に合うタイミングで、公表することが望まれます。

サステナビリティ・レポーティング・ガイドライン
第4版
2013年5月

〔公表元〕
グローバル・レポーティング・イニシアチブ(GRI)*

* 国際的なサステナビリティ・レポーティングのガイドライン作りを使命とするオランダに本部を置くNGOで国連環境計画(UNEP)の公認協力機関である。
(出典)GRI日本フォーラム ホームページ

報告内容に関する原則

ステークホルダーの包含

原則: 組織はステークホルダーを特定し、その合理的な期待や関心にどう対応してきたかを説明するべきである。

持続可能性の文脈

原則: 報告に際して、サステナビリティという広い文脈の中で組織のパフォーマンスを提示すべきである。

マテリアリティ

原則: 報告書では以下に該当する側面を取り上げるべきである。
・組織が経済、環境、社会に与える著しい影響を反映している。または
・ステークホルダーの評価や意思決定に実施的な影響を与える

網羅性

原則: 報告書には、経済、環境、社会への著しい影響を反映し、ステークホルダーが組織の報告期間内のパフォーマンスを評価するために十分な、マテリアルな側面とそのバウンダリーを含んでいるべきである。

報告品質に関する原則

バランス

原則: 総合的なパフォーマンスを適正に評価するため、報告書には組織のパフォーマンスのプラス面とマイナス面を含めるべきである。

比較可能性

原則: 組織は、一貫性を保って情報の選択、編集、報告をすべきである。
情報は、ステークホルダーが組織のパフォーマンスの経年変化を分析でき、他の組織と関連させた分析が容易になるような形で提示すべきである。

正確性

原則: 報告書の情報は、ステークホルダーが組織のパフォーマンスを評価するのに十分な正確さを備えているべきである。

適時性

原則: 組織は、ステークホルダーが情報に基づく意思決定を行えるタイミングでの情報を入手可能とするよう、定期的に報告すべきである。

明瞭性

原則: 情報は、報告書を利用するステークホルダーが理解しやすく、入手しやすい形で提供されるべきである。

信頼性

原則: 組織は、検証できる方法、情報の品質とマテリアリティを確立できる方法で、情報の報告書の作成に用いたプロセスを、収集、記録、編集、分析、開示すべきである。